

セーフティサイクル25000

みんなで **カチッと!!** ヘルメット

サイクルマナーアップ&セーフティ推進企業 × 埼玉県警察

実施期間：令和5年11月21日(火)～12月31日(日)



■ サイクルマナーアップ&セーフティ推進企業

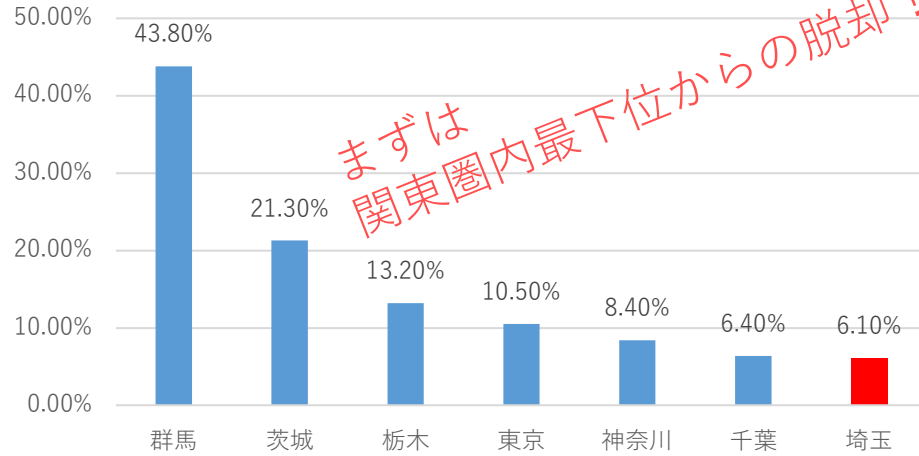
53社の総従業員数約**25,000**人!!(※令和5年10月末現在)

■ 総力をあげて、**年末の交通事故を防止**しよう!

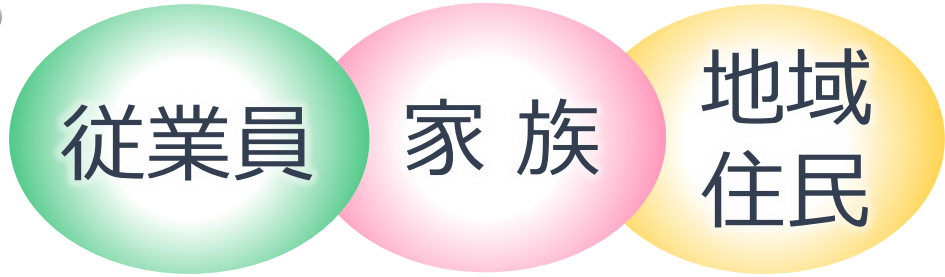
■ 職場・家族・地域ぐるみで”**自転車の安全利用**”と”**自転車ヘルメットの着用**”を呼びかけよう!

サイクルマナーアップ&セーフティ推進企業…「自転車事故0（ゼロ）」を目指す企業等（埼玉県警指定）。

関東6県自転車ヘルメット着用率



まずは
関東圏内最下位からの脱却!! 🚲



朝礼・退勤時、お出掛け前、キャンペーン活動など、あらゆる機会に交通安全防止、自転車ヘルメット着用を呼び掛けましょう！

TOPICS

自転車ヘルメット着用努力義務化！

～ 改正道路交通法（令和5年4月1日施行）～

○ 道路交通法第63条の11（自転車運転者等の遵守事項）
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

自転車事故死者の約7割は頭部に致命傷を負っています。

自転車に乗るときは“命を守るヘルメット”を積極的にかぶりましょう



CHECK

◆ ヘルメット着用啓発動画

県警公式
YouTubeチャンネル

「みんなでカチッと
自転車ヘルメット」



◆ あなたの街を今すぐチェック！

自転車対策重点地区・路線
公開中

